

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

審査請求代理人

[Redacted]

処分庁

[Redacted]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成27年5月13日付けで提起された、処分庁が平成[Redacted]年[Redacted]月[Redacted]日付けで行った生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨及び理由は次のとおりであり、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成[Redacted]年[Redacted]月[Redacted]日付けで請求人に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく本件処分を取り消し、請求人の[Redacted]の妊娠が確定した平成[Redacted]年[Redacted]月の翌月から妊婦加算を支給するよう求めるものと解される。



2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、概ね次のとおりと解される。

請求人は、■が妊娠した事実について、平成■年■月■日に母子健康手帳の交付を受けた後、処分庁の担当ケースワーカーに報告した。

しかし、処分庁は請求人に対して妊婦加算について何も知らせなかった。

請求人は、処分庁から妊婦加算の説明がなかったためにこれを請求できずにいたものであるため、妊婦加算は妊娠が確定し母子健康手帳が交付された翌月である平成■年■月分から支給されるべきである。

第2 処分庁の主張

処分庁は弁明書により本件審査請求の棄却を求めており、その理由は、下記のとおりと解される。

平成■年■月■日、処分庁は、来庁した請求人の■から、産婦人科を受診したところ妊娠が判明したこと、出産を考えていること、交際相手は認知してくれていることを聴取したが、その際、保護変更申請書及び母子健康手帳は提出されていない。

その後、処分庁が同年■月■日に実施した家庭訪問においても、また同年■月■日及び■月■日に請求人らが処分庁に来庁した際にも、保護変更申請書及び母子健康手帳は提出されていない。

同年■月■日、請求人が処分庁に来庁した際に、保護変更申請書及び母子健康手帳の写しが提出され、処分庁はこれを受理した。

そこで処分庁は、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号）の別表第1第2章の1の（2）「妊婦についての加算は、妊娠の事実を確認した日の属する月の翌月から行う」、及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）の第7の2の（2）ア（ア）「妊産婦加算の計上は、届出によって行うものとし、妊婦であることの認定及び妊娠月数の認定は、母子健康手帳又は保護の実施機関の指定する医師若しくは助産師の診断により行うこと。」に基づき、平成■年■月■日を妊娠の事実を確認した日とし、その翌月である同年■月■日を変更日として妊婦加算の認定を決定した。

以上から、処分庁の決定は厚生省告示及び厚生省社会局長通知に基づいた妥当な判断である。

第3 請求人の反論

処分庁の弁明に対し、請求人から平成 年 月 日付けで反論書が提出され、平成 年 月 日に口頭による意見の陳述が行われた。その趣旨は次のとおりと解される。

請求人の が平成 年 月 日に処分庁に出向き、担当ケースワーカーに妊娠について話をした際、母子健康手帳を見せて妊娠3か月であることを伝えたが、妊婦加算についての説明はなく、担当ケースワーカーは母子健康手帳のコピーを取らなかった。

妊婦加算については平成 年 月 日に代理人から聞いて初めて知ったものであり、処分庁の担当ケースワーカーからは一度も説明を受けていない。

同年 月 日に請求人が保護変更申請書を処分庁に提出したのは、同年 月 日に処分庁が請求人に電話し、初めて「母子手帳を急ぎ持って来てください」と指示したからである。なお、この時も当該書類を提出する目的などについて処分庁からの説明は受けていない。

請求人の は平成 年 月 日に母子健康手帳を提示して妊娠の事実を申告しているのに、その際に保護変更申請書を出すように言わなかったのは担当ケースワーカーのミスであり、請求人及び に落度や責任はない。

したがって、妊婦加算は平成 年 月から認定され、追加支給されるべきである。

第4 当庁の認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、平成 年 月 日から にて生活保護を受給していること。
- 2 請求人の は、平成 年 月 日に処分庁に出向き、自身の妊娠が判明したことを処分庁の担当ケースワーカーに申し出たこと。
- 3 処分庁は、平成 年 月 日に家庭訪問を実施し、請求人及び と面接して妊娠15週目であることを聴取したこと。
- 4 平成 年 月 日及び同年 月 日、処分庁の担当ケースワーカーと請求人及び が面接し、 の妊娠、出産に係る話をしたこと。

- 5 請求人は、平成 年 月 日に、処分庁宛て保護変更申請書及び母子健康手帳の写しを提出したこと。
- 6 処分庁は、平成 年 月 日付けで の妊婦加算（妊娠6か月以上）を認定する保護変更決定を行い、平成 年 月 日付け保護決定（変更）通知書により請求人あて通知したこと。
- 7 平成27年5月13日付けで本件審査請求が提起されたこと。
- 8 処分庁から平成 年 月 日付けで弁明書が提出されたこと。
- 9 請求人から平成 年 月 日付けで反論書が提出されたこと。
- 10 請求人からの申立てにより、平成 年 月 日に口頭による意見の陳述が行われたこと。

第5 当庁の判断

- 1 「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号）の別表第1第2章の1の（2）は、「妊婦についての加算は、妊娠の事実を確認した日の属する月の翌月から行う」と規定している。
- 2 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）の第7の2の（2）ア（ア）は、「妊産婦加算の計上は、届出によって行うものとし、妊婦であることの認定及び妊娠月数の認定は、母子健康手帳又は保護の実施機関の指定する医師若しくは助産師の診断により行うこと。」と規定している。
- 3 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の問7-17は、「加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となって行われるべきものである。しかし、実施機関の側においても対象者の需要発見について積極的に確認の努力をすべきであることはいうまでもない。したがって、現業員が加算の要件に該当すると思われる者を発見したときは、ただちに実施機関として認定に必要な手続をはじめるとともに本人に対して適当な方法で申告届出を求めるべきであろう。」としている。

4 以上の見地から、本件審査請求について判断する。

上記第4-2のとおり、平成 年 月 日に請求人の が処分庁に出向き、妊娠の事実を申告したことについては争いがない。

したがって、処分庁はこの時点で請求人の が妊婦加算の要件に該当することを認識したものと考えられる。

しかし、弁明書及び処分庁から提出された資料によると、請求人が平成 年 月 日に妊娠の事実を申告してから同年 月 日に請求人から保護変更申請書が提出されるまでの間に、処分庁から請求人に対し、加算の認定に必要な書類等の届出を求めた事実や、加算についての説明が為された事実は認められなかった。

処分庁が主張するとおり、上記2の厚生省社会局長通知により、加算の計上は届出によって行うものとされている。

しかし、生活保護法による加算制度は、基準生活費において配慮されていない個別的な特別需要を補てんすることを目的として設定されたものである。

したがって、対象者については基準生活費のほかにその分を補てんしないと最低生活が維持できないこととなる。

このことから、上記3の保護課長事務連絡は、「現業員が加算の要件に該当すると思われる者を発見したときは、ただちに実施機関として認定に必要な手続をはじめるとともに本人に対して適当な方法で申告届出を求めるべきであろう。」と示しているものと解される。

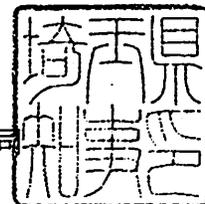
したがって、請求人の から妊娠した旨を聴取しながら、加算の認定に必要な書類等の届出を求める積極的な働きかけを行わず、請求人からの保護変更申請書の提出を待つて加算の認定を行った処分庁の処分は不当である。

第6 結論

以上検討したとおり、本件審査請求には理由が認められるため、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成27年7月23日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清 司



教 示

この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした [] を被告として決定の取消しの訴えを、あるいは埼玉県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。この場合、訴訟において [] を代表する者は []、埼玉県を代表する者は埼玉県知事です。

ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。